

第 17 回 木曾川上流自然再生検討会 議事次第

日時：令和 7 年 2 月 19 日（水）

10:00～12:00

場所：木曾川上流河川事務所

1. 開会
 - ・ 主催者挨拶

2. 規約の改正について

3. 挨拶（座長）

4. 議事
 - 1) 第 16 回 自然再生検討会における委員意見について
説明・質疑

 - 2) 報告事項
 - (1) ワンド等の水際湿地の再生（木曾川）
 - (2) ワンド等の水際湿地の再生（揖斐川）
 - (3) 緩流域環境の再生（杭瀬川）
 - (4) 緩流域環境の再生（伊自良川）
 - (5) コアジサシの繁殖状況（木曾三川）
 - (6) オオサンショウウオ対策（木曾川）

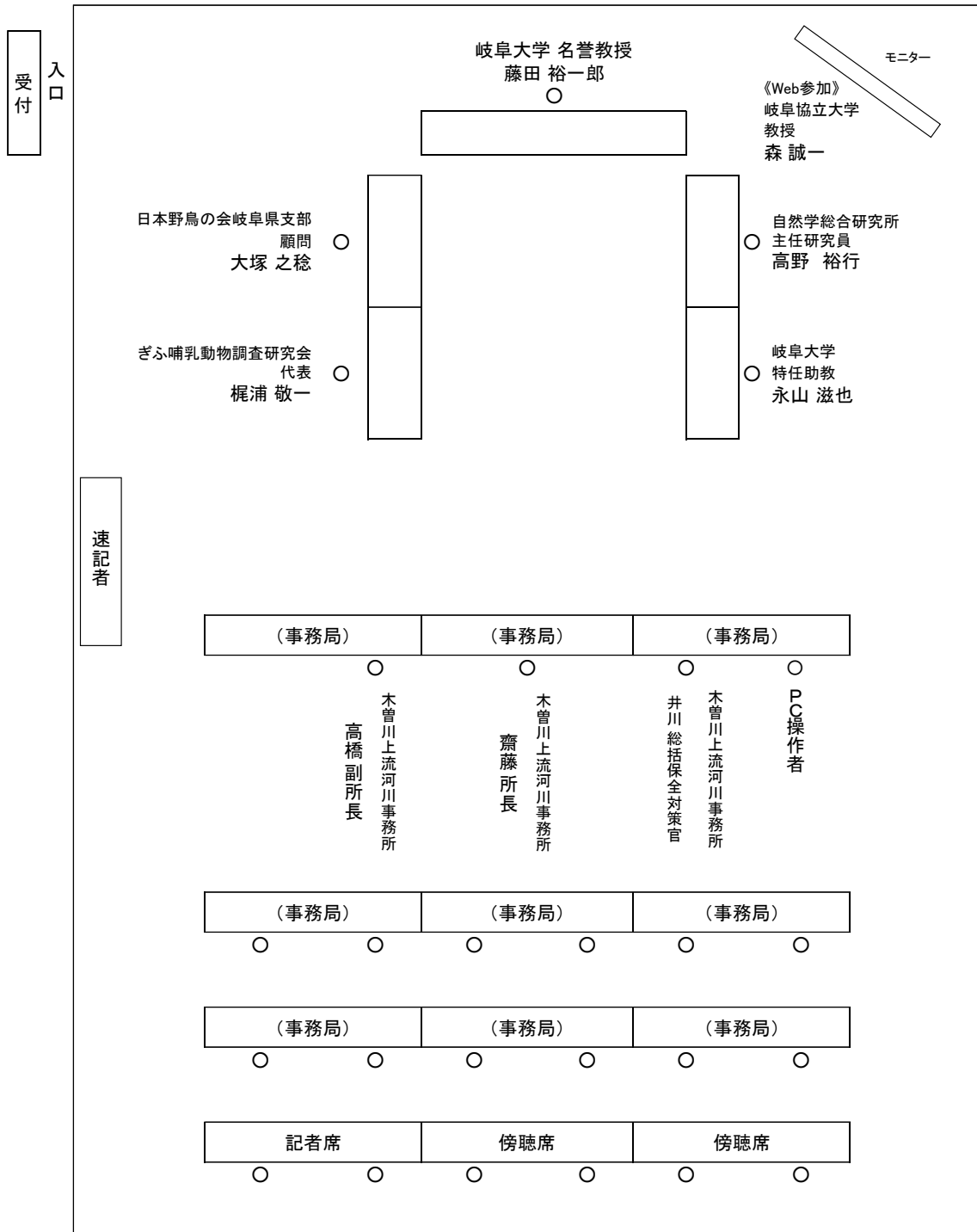
 - 3) 次年度のモニタリング計画（案）

 - 4) その他
 - (1) コクチバスの生息状況（揖斐川）
 - (2) 今後のスケジュール

5. 閉会

第17回 木曾川上流自然再生検討会 配席図

配席図



第 17 回 木曾川上流自然再生検討会 出席者名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等	備 考
座長	ふじ た ゆういちろう 藤 田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川工学	
委員	おお つか ゆき とし 大 塚 之 稔	日本野鳥の会 岐阜県 支部顧問	鳥類	
〃	かじ うら けい いち 梶 浦 敬 一	ぎふ哺乳動物調査研究会 代表	哺乳類	
〃	たか い やすし 高 井 泰	岐阜県昆虫分布研究会 事務局	昆虫類	欠席
〃	たか の ひろ ゆき 高 野 裕 行	自然学総合研究所 主任研究員	植 物	
〃	なが やま しげ や 永 山 滋 也	岐阜大学 特任助教	河川生態	
〃	もり せい いち 森 誠 一	岐阜協立大学 教授	魚 類	Web

(敬称略 五十音順)

「木曾川上流自然再生検討会」設立趣旨

木曾川水系では、河川の整備についての基本となるべき方針を定めた「木曾川水系河川整備基本方針」が平成19年11月に策定され、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施するため、河川整備の目標に関する事項や河川整備の実施に関する事項を定めた「木曾川水系河川整備計画」が平成20年3月に策定されました。

河川整備計画における、河川環境の整備と保全に関する目標としては、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曾三川らしい河川環境を目指すものとし、各河川に設定した目標を達成するため、河川環境の整備と保全や川と人とのふれあいの増進などの施策を総合的に展開していくこととしました。また、木曾川上流管内に係る河川環境の整備メニューとして「ワンド等の水際湿地の再生」、「トンボ池の湿地環境の再生」など7項目を位置付けています。

河川整備計画に位置づけられた、河川環境の整備メニューについて、木曾川上流管内を対象として、具体的な対策やモニタリング計画を盛り込んだ「木曾川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのために、各分野の学識経験等を有する有識者から、木曾三川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から審議し、助言を頂くため、ここに「木曾川上流自然再生検討会」を設立するものです。

「木曾川上流自然再生検討会」規約（案）

（趣 旨）

第1条 本会は、「木曾川上流自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

（目 的）

第2条 検討会は、木曾川上流管内を対象とした「木曾川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのために木曾三川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から審議し、助言することを目的とする。

（構 成）

第3条 検討会は、学識経験等を有する有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曾川上流河川事務所が委嘱する。
3. 委員の任期は、令和10年3月31日~~令和7年3月31日~~までとする。

（運 営）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局により選任され、会務を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要及び議事録を事務局により公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要及び議事録中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曾川上流河川事務所に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成20年12月26日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成21年8月21日 | 一部改正 |
| 平成23年7月1日 | 一部改正 |
| 平成26年1月29日 | 一部改正 |
| 平成28年2月12日 | 一部改正 |
| 平成29年2月16日 | 一部改正 |
| 平成31年2月7日 | 一部改正 |
| 令和2年2月20日 | 一部改正 |
| 令和3年2月19日 | 一部改正 |
| 令和7年2月19日 | 一部改正 |

<別 表>

木曾川上流自然再生検討会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
座長	ふじ た ゆういちろう 藤 田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川工学
委員	おお つか ゆき とし 大 塚 之 稔	日本野鳥の会 岐阜県支部 顧問	鳥類
〃	かじ うら けい いち 梶 浦 敬 一	ぎふ哺乳動物調査研究会 代表	哺乳類
〃	たか い やすし 高 井 泰	岐阜県昆虫分布研究会 事務局	昆虫類
〃	たか の ひろ ゆき 高 野 裕 行	自然学総合研究所 主任研究員	植 物
〃	なが やま しげ や 永 山 滋 也	岐阜大学 特任助教	河川生態
〃	の ひら てる お 野 平 照 雄	自然学総合研究所 客員研究員	昆虫類
〃	みず の みず お 水 野 瑞 夫	自然学総合研究所 最高顧問	植 物
〃	もり せい いち 森 誠 一	岐阜協立大学 教授	魚 類

(敬称略 五十音順)

木曽川上流自然再生検討会の情報公開について

木曽川上流自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・ 議事は原則公開とする。情報公開に関し、報道関係の取材は検討会の最後まで可能とする。なお、傍聴者の人数は会場の収容人数等により、制限することとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

（資料）

- ・ 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料に係る資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・ 公表資料は、木曽川上流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。

（議事録）

- ・ 議事概要及び議事録を検討会終了後作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公表とする。

木曾川上流自然再生検討会の運営について

(主旨)

木曾川上流自然再生検討会(以下、「検討会」という。)の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍聴)

1. 検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において、「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は、入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は、会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ① 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ② 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③ 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④ 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤ フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の座長挨拶までは、それらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑥ 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑦ その他、議事の妨げになるようなことは遠慮願います。
4. 検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくこととなります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

1. 検討会資料、議事概要及び議事録については、木曾川上流河川事務所に設置した閲覧場所での閲覧とともに、ホームページで閲覧できるようにします。
2. ただし、検討会資料、議事概要及び議事録中の貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については非公表とします。